

共同技術研究及び秘密保持契約

株式会社 小川製作所(以下「甲」という。)、と株式会社 共通サーフェーシング(以下「乙」とい)及び、福田科技 株式会社(以下「丙」という。)、の3社は、別紙を交した「技術・業務連携に関する基本合意書」に記載された事、乙、丙の3社による技術及び業務連携に関する共同研究を実施するにあたり、以下の契約を締結する。

なお、本契約履行に際して連帯する「甲」と「乙」、「乙」と「丙」に付する統一窓口とし、これをもって3社間の情報共有を円滑化させるものとする。

第1条 (定義)

- 本契約書において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。
- 「研究開発」とは、本契約に基づき行われる本共同研究の途中の過程で得られた発明、考案、意匠、著作権、ノウハウ等の技術的効果を含む。
 - 「知識的資産」とは、次に掲げるものをいう。
 - 知的財産、実用新案権、意匠権、商標権、半導体特許権等の知的財産に関する権利、権限的、著作権に帰属する権利等、及び外部における当該権利に相当する権利
 - 秘匿とすることが可能な技術情報であり、かつ、商業的価値のあるものの中心を成すことが認識の上、特に指定するもの

第2条 (共同研究)

- 甲、乙又は丙は、本共同研究の実施のために必要となる、資料及び資料(以下「資料」という。)を相互に無償で提供又は提供することをし、ただし、第三者との契約により秘密保持義務を負っているものについては、この限りではない。
- 甲、乙又は丙は、本共同研究で生じた共同研究成果(特許権から帰属する知的財産(特許権を所有する者を含む)の権利)について、甲、乙、丙の3社が協議して決定するものを含む)について、互ちに相手方に提供することをし、
- 前項に定める範囲において、甲乙丙の3社間の技術的又は営業上の提携がなされているときは、甲、乙又は丙は、当該提携を締結するとともに、締結した旨(自己の業務等に当該提携が存在していないとある旨、その旨)を相手方に通知して報告するものとする。

第3条 (秘密保持)

- 甲、乙又は丙は、本共同研究の実施にあたり、相手方より開示を受け、又は相手方から授けられた資料(以下「開示資料」という。)に基づき、相手方が秘密である旨を明示したものを(以下「秘密情報」という。)について、本条第4項に定める範囲を除き、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、相手方からの指示や承認なくしてその開示を定めた場合はこの限り、以下の場合は秘密保持の対象外とする。

共同技術研究スキーム 福田科技

技術・業務連携に関する基本合意



以上、各社の監として本書を訂立作成のうえ、甲、乙、丙の各代表者及び立会人が署名し、各1通所有するものとする。

2022年12月24日

(甲) 広島県東広島市津田町小島1-10-10-101
株式会社 小川製作所 代表取締役 **小川貴司**

(乙) 広島県東広島市津田町小島1-10番
株式会社 共通サーフェーシング
代表取締役 **小川知治**

(丙) 広島県尾道市中央町中野1-1-10
福田科技 株式会社
代表取締役 **高田 誠**

(立会人) 株式会社 広島県東広島市津田町小島1-10-101
株式会社 管理顧問 有限会社

代表 **島口 昭一**

(立会人) 株式会社 尾道市尾道町力尾2-2-2
株式会社 オールワンズ
代表取締役 **平谷 憲俊**